



●保健推進課 hokens@city.ishikari.hokkaido.jp  
●子育て支援課 k-shien@city.ishikari.hokkaido.jp

●子ども家庭課 k-katei@city.ishikari.hokkaido.jp



## 子育て

### こども発達相談

就学前のお子さんの育児について、発達相談員、保健師がお子さんと一緒に遊びながら相談・アドバイス。

日時 6月24日(木)10時～15時  
場所 りんくる

申込・問合せ 保健推進課  
☎72・3124

### 歯科検診・フッ素塗布

対象 おおむね0歳～4歳児  
※フッ素塗布は前回から6カ月経過後

日時 0:1:3歳代 6月16日(水)10時～11時  
2:4歳代 6月22日(火)10時～11時

場所 りんくる  
持ち物 母子健康手帳、歯ブラシ

問合せ 保健推進課  
☎72・3124

### 乳幼児健康相談

保健師・栄養士が発育、離乳食、育児などの相談をお受けします。お母さん同士のお話の場としても活用ください。申込不要。

日時 6月4日(金)10時～11時30分  
場所 りんくる

持ち物 母子健康手帳  
問合せ 保健推進課  
☎72・3124

### 母子手帳

対象 3月31日現在児童手当を受給されていた方、5月21日までに子ども手当認定請求書を提出された方(不備があった方を除く)

支払予定日 6月10日(木)  
対象月分 2・3月分の児童手当(児童手当受給者のみ)／4・5月分の子ども手当

※金融機関から引き出せるまでに1、2日要することがあります  
【現況届】

提出が必要な方には書類を5月中に発送しています。提出がないと支給要件に該当しても6月以降受給できなくなり、2年間提出されない場合は受給権が消灭しますのでご注意ください。

4月1日において子ども手当の支給要件に該当していた方のうち、4月以降に子ども手当認定請求書(額改定を除く)を提出された方は、現況届の提出は必要ありません。ただし、子どもと同居せず監護している方は現況届の提出が必要です。公務員の方は職場にお問い合わせください。  
提出期間 6月1日(火)～30日

(水)8時45分～17時15分(土・日曜除く)

時間外受付 6月17日(木)・30日(水)17時15分～20時 石狩市役所1階18番窓口 ※厚田・浜益支所では実施しません

提出・問合せ こども家庭課  
☎72・3128、各支所

### 幼稚園就園奨励費

市では幼稚園児の保護者に対し、市民税額など一定の基準に該当する場合、保育料等の補助を行います。

対象 住民登録が石狩市にある園児(満3～5歳児)の保護者で基準に該当する方

申請方法 幼稚園から6月に配布される申請書類を提出  
問合せ 子育て支援課  
☎72・3631

### 健康・福祉

### 女性の健康サポートセンター

江別保健所では、妊娠・出産など女性特有の健康についての相談を随時実施しています。お気軽にご相談ください。

【女性の健康相談ダイヤル】  
☎011・383・2111(月曜～金曜)

【女性の健康相談の日】

## 国民健康保険税の納税通知書を送付します

「平成22年度国民健康保険税納税通知書」を6月中旬に国保加入者へ送付します。

通知書には、決定税額や税額算定の明細が記載され、加入者の中に40歳以上65歳未満の方がいる場合は「基礎課税分」「後期高齢者支援金分」(旧・医療分)に「介護分」を合わせた税額が記載されています。なお発送後、加入者に異動があった場合(新規加入・脱退・死亡・出生など)、または申告等による所得更正などにより税額が変更になった場合は、異動月の翌月に更正後の通知書をお送りします。

### 年金受給者の方の支払い方法

「特別徴収(年金からの支払い)」か「口座振替」のいずれかとなります。

### 【特別徴収の対象となる方】

次のすべてを満たす方が対象となります(すでに口座振替で納付されている方は、引き続き口座振替となります)。

- ①世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳～74歳の方
- ②年額18万円以上の年金を受給している方
- ③介護保険料が年金から差し引かれている方

【注意】 次のいずれかに該当する場合は、対象になりません。  
○介護保険料と国民健康保険税の合計額が、年金支給額の2分の

- 1を超える方
- 新たに年金差し引きの対象となる世帯主が73歳以上の場合
- 世帯主が75歳になる年度

### 【特別徴収(年金差し引き)の開始時期】

- 2月2日～ 4月1日までに加入または、年齢到達された方→10月
  - 4月2日～10月1日までに加入または、年齢到達された方→平成23年4月
  - 10月2日～12月1日までに加入または、年齢到達された方→平成23年6月
  - 12月2日～平成23年2月1日までに加入または、年齢到達された方→平成23年8月
- ※4月・6月・8月は、仮徴収として次年度分が差し引かれます

平成21年3月31日以降に倒産・解雇などによる離職(特定受給資格者)や雇い止めなどによる離職(特定理由離職者)をされた方で、65歳未満(離職時)の方は、平成22年度分から国民健康保険税が軽減される場合があります。詳しくはお問い合わせください。

### 国民健康保険の加入(脱退)

手続きは14日以内に行ってください。手続きが遅れると不利益を生じる場合があります。

問合せ 国民健康保険課 ☎72-3123  
厚田支所市民生活課 ☎78-2886  
浜益支所市民生活課 ☎79-2112



保健師が相談に応じます。費用無料。

日時 毎月第2火曜 13時30分～15時30分

申込方法 相談日の前日までに電話で申し込み

場所・申込・問合せ 江別保健所 子ども保健推進課(江別市錦町4-1)

☎011-383-2111

### 心の健康相談(予約制)

不眠、気持ちの落ち込み、ひきこもり、認知症、アルコール依存、高次脳機能障害など本人や家族の心の健康について精神科医師・保健師が応相談。

日時 6月15日(火)14時～16時

場所・申込・問合せ 江別保健所 石狩支所(花川北7-1)

☎74-1142

### 街頭献血

日時・場所

①6月1日(火)14時30分～17時  
スーパーチェーンシガ花川店(花川南4-3)

②6月18日(金)14時30分～17時  
ビッグハウス花川店(樽川6-1)

問合せ 市献血推進協議会

☎72-3127

### 成人健康相談

13ページをご覧ください。

### 保険・年金

4月1日から雇用保険制度が変わりました

### 【適用範囲が拡大されました】

非正規労働者(派遣労働者やパートタイマー)の方で、31日以上の雇用見込みがある場合は、雇用保険に加入していただくこととなります(これまで6カ月以上)。

また、パートタイマーで季節的に雇用される方で、次のいずれの要件も満たしている場合は、短期雇用特例被保険者に該当します。

- ①4カ月を超える雇用見込み
- ②1週間の所定労働時間が、週30時間以上

### 【保険料率が変わりました】

平成22年度の雇用保険料率は、1千分の4.5引き上げとなりました。

問合せ 北海道労働局職業安定課 ☎011-709-2311 (内線3676)

### 年金相談センター

各年金事務所(旧社会保険事務所)のほか、札幌市内2カ所に年金相談専門の窓口を開設して

います。厚生年金・国民年金に関する相談、各種請求書などの受付を行っています。

日時 毎週月～金曜 8時30分～17時15分(月曜は19時まで)

※来訪相談のみで、電話での相談は行っていません

場所 ①麻生年金相談センター(札幌市北区北38西4)

☎011-708-7087

②札幌駅前年金相談センター(札幌市中央区北3西3ノース33ビル3階)

☎011-221-2250

そのほか 年金証書、年金手帳、年金振込通知書など、本人であることを確認できるものをお持ちください

問合せ 国民健康保険課

☎72-3122

※電話相談は「ねんきんダイヤル」☎0570-051165

IP電話・PHSの場合は、☎03-6700-1165をご利用ください

### 防災

### 「INABA JUMP KEEPER」が石狩に

北海道日本ハムファイターズの稲葉篤紀選手から石狩北部地区消防事務組合へ小児用救急医療資

機材1セットが寄贈されました。これは、稲葉選手が昨シーズン中にヒット1本に付き1万円を基金として積み立て、シーズン終了後に年間安打数に応じ、医療資機材を道内の消防機関やドクターヘリに寄贈するというプロジェクトにより実現したものです。



問合せ 石狩北部地区消防事務組合 ☎74-5119

### ライター管理は大丈夫?

保護者の方は次のことに注意してください。

- ①子どもの手の届くところにライターを置かない。
- ②子どもがライターを触らせない。
- ③子どもがライターで火遊びをしているのを見かけたら、すぐに注意してやめさせる。
- ④理解できる年齢になったら、子どもに火の怖さを教える。

問合せ 石狩消防署予防課

☎74-7165

### 定期普通救命講習会

毎月第3日曜に実施している、

心肺蘇生法や異物除去、訓練用AEDを用いた講習会です。受講者には「普通救命講習終了証」をお渡しします。

対象 中学生以上の市民または市内勤務者

日時 6月20日(日)9時～12時

持ち物 筆記用具 費用 無料

申込方法 事前に電話申込

※当日受付不可

場所・申込・問合せ 石狩消防署 警備課(花川北1-1)

☎74-7024

### 危険物取扱者・消防設備士試験

試験日 8月22日(日)

申込期間 7月6日(火)～14日(水)

※願書は消防署・各支署にあり

場所 札幌市ほか

試験種類 危険物取扱者試験

甲種・乙種(第1～6類)、丙種

消防設備士試験 甲種特類・甲種(第1～5類)、乙種(第1～7類)

問合せ 石狩消防署予防課(花川北1-1) ☎74-7165

